

小山工業高等専門学校図書情報センター一般開放実施要項

制 定 平成12年4月1日
最終改正 平成29年7月1日

- 1 この要項は、小山工業高等専門学校図書情報センター（以下「図書情報センター」という。）
規程第4条第3号及び第9条第3項の規定に基づき、図書情報センターの一般開放に関して必要な事項を定める。
- 2 図書情報センターの一般開放は、本校の教育・研究に支障のない範囲において行うものとする。
- 3 図書情報センターの利用を申し出た一般の利用者（以下「一般利用者」という。）が図書情報センターを利用しようとするときは、入館に際し、利用日、氏名、利用区分及び利用目的を受付票に記入しなければならない。
- 4 閲覧、貸し出し、及び規律については、図書情報センター規程第8条、第9条第1項第1号、及び第10条から第14条までを準用する。ただし、第9条第2項の図書情報センター資料は、原則閲覧、館外貸し出しを行わないものとする。
- 5 一般利用者が館外貸出を受けようとするときは、「図書情報センター利用者カード」を提示しなければならない。
 - ① 「図書情報センター利用者カード」の交付は「図書情報センター利用者カード交付申込書」（別紙様式1）に、身分を証明する書類を提示して、本校学生課図書情報係へ提出するものとする。
 - ② 「図書情報センター利用者カード交付申込書」の申込内容に変更が生じたとき、「図書情報センター利用者カード」を紛失したときは、すみやかに本校学生課図書情報係へ届け出るものとする。
- 6 その他この要項に定めのない事項については、図書情報センター運営委員会の議を経て別に定めるものとする。

附 則
この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要項は、平成29年7月1日から施行する。